

有機農業推進法の理念に基づく有機農業総合支援政策の一体的展開

有機農業の面積・生産量・戸数比率1%を実現する。
有機農業を基盤とした地産地消モデルを全国に普及する。

国・農水省

有機農業直接支払制度
の導入
青年就農給付金の継続

市町村

次期五カ年の中心課題
全市町村で推進体制を整備
実現可能な数値目標の設定

都道府県

有機農家とともに
技術開発・施策を
進める普及指導員
の育成
実証圃の設置

有機農業を基盤とした地産地消モデル

(実情に応じて複数市町村・府県単位で柔軟に構成)

- ・地元の有機農産物を小・中学校、幼稚園・保育園の給食、社員食堂に使用。
- ・有機農産物を用いた農家レストラン・調理教室の開設。
- ・有機農産物の直売所の設置
- ・有機農産物の集荷・簡易加工施設及び供給センターの設置

有機農業者 有機農業グループ

有機農業技術支援センター

(イネ・麦・大豆・油脂作物・野菜・果樹栽培技術)

有機種子供給センター

自然・再生エネルギーの地産地消
と有機資源の地域内循環

有機農産物を原料に用いた味噌・醤油・豆腐・納豆・製麺・和菓子・洋菓子・酒・地ビールなどの製造・販売による地場産業の再建

生き物の多様性・伝統文化・農業遺産・グリーンツーリズム

五分野の政策

提言本共通提言は、3団体の提言のうち、おおむね共通する項目を取りまとめたものです。
この共通項目以外に各団体は提言をしておりますので独自の提案も尊重をお願いします。

- 【Ⅰ】推進組織および政策目標
- 【Ⅱ】販路開拓・農業経営改善への支援
- 【Ⅲ】新規就農者・転換就農者への支援
- 【Ⅳ】技術の体系化および普及
- 【Ⅴ】支援制度の維持・充実

有機農業政策の共通提言

全国有機農業推進協議会
有機農業参入促進協議会
日本有機農業研究会

2013 03 19

【Ⅰ】推進組織および政策目標

- 1. 有機農業者の意見の反映
- 2. 有機農業の常設教育組織設置
- 3. 推進体制の確立
- 4. 政策目標の設定

【Ⅱ】販路開拓・農業経営改善への支援

- 1. 地産地消にもとづく有機農業の推進
- 2. 多様な販路の形成
- 3. 多様な担い手による有機農業への支援

【Ⅲ】新規就農者・転換就農者への支援

- 1. 資金の制度による支援
- 2. 推進体制整備による支援

【Ⅳ】技術の体系化および普及

- 1. 普及指導員の養成
- 2. 研究者の養成
- 3. 有機農業種苗の確保
- 4. 技術の研究普及体制整備

【Ⅴ】支援制度の維持・充実

- 1. 環境支払制度による支援強化
- 2. 認証制度の改善・見直しによる普及支援

【Ⅰ】推進組織および政策目標に関する提言

- 1. 有機農業者の意見の反映
 - 全国有機農業推進委員会の設置(国)
 - ブロック別有機農業推進委員会の設置(農政局単位)
 - 都道府県有機農業推進委員会の設置(都道府県)
 - 市町村有機農業推進委員会の設置(市町村)
 - 有機農業の常設教育組織設置
- 2. 有機農業講座の設置、県立農業大学の有機農業コースの設置(都道府県)
- 3. 推進体制の確立
 - 市町村の有機農業推進体制整備100%の実現
 - 相談窓口担当者の継続的設置(都道府県)
 - 有機農業推進体制に関する優良事例の調査・整理・発信(国)
- 4. 政策目標の設定
 - 有機農業の面積・戸数・生産量の増大(全国)
 - 農業の担い手確保・農村の維持の手段として有機農業推進を(国・県・市町村)

【Ⅱ】販路開拓・農業経営改善への支援に関する提言

- 1. 地産地消にもとづく有機農業の推進
 - 地域自給(流域自給含む)を基本とした推進(県・市町村)
 - 産消提携による推進(県・市町村)
 - 地元他分野(医療、福祉)との連携による推進(県・市町村)
 - 地元他業種(食品加工、エネルギー、技術支援)との連携による推進(市町村)
 - 地元教育機関との連携による学校給食での使用推進(市町村)
 - 地元教育機関での有機農業・生物多様性教育の強化(市町村)
- 2. 多様な販路の形成
 - 有機産物コーナー・対面売り場の設置
 - ファーマーズマーケット・朝市・直売所等の設置(県・市町村)
 - 有機産物マッチングフェアの開催(国・ブロック別)
 - レストラン・自然食品店への供給支援(県・市町村)
 - 実需者と消費者への有機産物の普及啓発活動支援(国・都道府県)
- 3. 多様な担い手による有機農業への支援
 - 家族農業への支援(国・県・市町村)グループ、法人への支援(国・県・市町村)

【Ⅲ】新規就農者・転換就農者への支援に関する提言

- 1. 資金の制度による支援
 - 青年就農給付金制度の維持(国)
 - 就農支援資金の継続(国)
 - 推進体制整備による支援
 - 農家住宅の紹介(市町村)
 - 農地の紹介(市町村)
 - 研修先の紹介(県・市町村)
 - 就農支援担当者・JA関係者向け有機農業講習会開催(県)

【Ⅳ】技術の体系化および普及に関する提言

- 1. 普及指導員の養成
 - 有機農家での実証圃設置およびそこでの普及指導員の育成(県)
 - 有機農業指導者が長期に担当できる仕組みを(県・市町村)
- 2. 研究者の養成
 - 公的研究機関に有機農業の実証圃場を設置(県)
 - 有機農家の実証圃設置及びそこでの官民連携の長期的な研究実施(県)
 - 有機農業種苗の確保
 - 有機農家における優良種苗の保全・育成の促進(国・県・市町村)
 - 有機種子・種苗の供給支援(国)
 - 農家の自家採種・自己増殖の権利の保障(国)
- 4. 技術の研究普及体制整備
 - 先進事例の収集・マニュアル作成による現場への紹介・還元(国・県)
 - 普及指導員・農業生産者・新規就農者の技術研修実施・助成(県)
 - 優良な堆肥の供給体制整備(市町村)

【Ⅴ】支援制度の維持・充実に関する提言

- 1. 環境支払制度による支援強化
 - 環境保全型農業直接支払から有機農業直接支払への明確化(国)
 - 有機農業環境直接支払制度を継続・強化(国)
 - 地方公共団体独自の環境支払の実施(県・市町村)
- 2. 認証制度の改善・見直しによる普及支援
 - 有機認証にかかわる仕組みへの支援(国・県・市町村)

2013年2月4日

有機農業推進に関わる政策提言第3次草案

特定非営利活動法人
全国有機農業推進協議会

2013年度は国の有機農業推進体制づくり（推進基本方針）の見直しの年度にあたります。当会では理事会に検討プロジェクトを設置し、これまでの成果と課題を整理するとともに、国に対してこれからどういうポイントに力点を置いて推進政策を求めていくべきか検討してきました。所管の農水省とも意見交換しつつ、当会の素案をホームページで公開して幅広く意見をいただくこととしました。12月8日には全国交流集会を開催し直接参加者とともに素案検討の議論を積み重ね、それらを国への政策提言としてまとめました。以下はその内容です。まだまだ議論を深める余地はあるかと思いますが、いったん国に提言いたします。引き続き、有機農業を発展させるために国や自治体はどのような取り組みが必要か、そして有機農業に関わる私たちは、これからどう取り組みをすすめるのか検討をすすめてまいりましょう。

当会の呼びかけに呼応してたくさんの方がたよりご意見を頂戴しました。あらためまして御礼申し上げます。なお、前回、「叩き台」として公開した素案（第2次草案）に対して頂戴したご意見については、以下のポイントで整理しました。

（政策提言のまとめ方）

1. 力点をはっきりさせるよう努めました。提言項目を減らし、優先順位を考慮して順番を整理するよう努めました。
2. 成果と提言をコンパクトにまとめるよう努めました。
3. 有機農業推進法についての解説・見解を省きました。
4. 提言本文は、全体合意・多数意見で書く方針としました。
5. 提言本文に載せなかったご意見は、継続して検討すべき課題として「検討メモ」として公開することとしました。

はじめに

有機農業推進法は、有機農業運動35年の歴史が生み出した。それは一人ひとりの有機農業者の実践を基礎に置いている。その意味でこの法律は、有機農業者立法である。また、有機農業者の持続を支えたのは、志を持った都市市民であった。その意味では、この法律は市民立法である。これは、市民運動が法律を生み出したきわめて稀な例である。そして有機農業学会有志の手による法律案と、それを受けた有機農業推進議員連盟による法案が2006年12月衆参両院で可決され、超党派による議員立法となった。こうして有機農業推進法は、有機農業者、市民、研究者、政治家が連合して作り上げた法律となっている。

このような有機農業推進法の成立過程にもとづき農水省の基本方針づくりは行われ、政策が具体的に示され予算が確保された。現在、推進体制づくりと定めた第一期（2008～2012年度）が終了し、第二期の基本方針策定が必要となっている。

この第二期基本方針の策定に際して、これまで有機農業政策にかかわった有機農業運動による成果確認と課題をまとめ、次期基本方針の策定によって、有機農業が飛躍的に拡大していける政策を具体化するために当提言を取りまとめることとする。

I 有機農業推進法・第一期有機農業基本方針への評価

1. 有機農業推進法の理念は、第3条農業の自然循環機能の増進・農業生産の環境負荷の低減、良質な農産物・有機農産物の供給、有機生産者と消費者の連携、有機農業者の自主性の尊重が4本柱であり、これが推進法の原点である。

国の有機農業の推進活動として、大きい一歩を踏み出したと評価できる。

2. 第一期有機農業基本方針策定・実施は、大きな前進である。
3. 次の5年にむけて、第一期基本方針を踏まえたもう一段高いレベルの有機農業基本方針を策定することを提案する。

II 第一期基本方針の成果と課題

1. 推進計画（第7条）

成果 都道府県で推進計画が100%の目標どおり策定されたのは、大きな前進であった。

問題点 市町村の推進体制整備が50%以上の目標であったが、16%といちじるしく低い結果に終わった。

2. 有機農業新規就農者への支援（第8条有機農業者等の支援）

成果

① 青年就農給付金が、「150万円/年・5年間助成する」として、2012年度創設された。新規就農者の多くは有機農業に進んでいるので全有協・全国有機農業推進委員会が提言した有機新規就農者支援策として評価できる。

3. 参入促進活動（第8条有機農業者等の支援）

成果

- ① 各地に有機農業就農希望者が相談できる窓口が設置された。
- ② 窓口同士の交流が進み、経験交流がブロック別に進んだ。
- ③ 新規就農者に対する講習が始められた。
- ④ 県の担当窓口・県普及員との連携が、各地で可能となった。

これらの活動を通して、就農窓口での有機農業希望者の相談相手にアプローチする道が、多様に展開される体制ができた。

課題

- ① 市町村の担当者の参加を増やすべきである。

4. 環境直接支払（第8条有機農業者等の支援）

成果

- ① 全有協・全国有機農業推進委員会が提言した有機直接支払の提言への回答として、評価ができる。環境支払は、有機農業者が65%以上を占めているから。
- ② 計画より一年前倒しで始まった環境支払は、有機農業運動の大きな前進といえる。
- ③ 過渡的な形態ではあるが、有機農業が面積によって評価される仕組みができたことは、有機農業が大きく増えていく入口を作ったといえる。

問題点

- ① 2012年度開催された環境保全型農業直接支援対策に係る事業効果検証検討会は、「環境保全に効果の高い営農活動の導入を促進するため、既に取り組みされている者・既対象者への支援水準を一定期間後は抑制し、その分を新たに取り組む者の増加に資するよう見直すべき」との検討結果を出している。「一定期間」とは何年間のことが不明であるが、これは、間違いである。有機農業は、技術の習得・土づくり・経営の安定に10年を要するからである。またこの環境支払で、有機農業の継続ができていないのが現状であり、既に取り組みされている者・既対象者への支援を抑制すると有機農業者が減少することになりかねない。

5. 有機農業技術開発（第9条）

成果

- ① 県の技術者が現場に入って、データ化をすすめた。この結果、様々な民間技術が公的機関に移転され、有機農業の優位性を説明できる事例が増えてきた。
- ② 国・県・大学等の試験研究機関に、有機農業を研究する新たな世代が生み出された。
- ③ 農業改良普及センターでの、有機農業普及員養成が始められた。

課題

- ① 研究機関のデータ・マニュアルを現場に還元・活用すべきである。
- ② 民間技術を高めていくために、現場密着型の技術開発が求められる。

6. 普及啓発活動——国民の多数が「有機農業」を知る（第10条消費者の理解と関心の増進・第11条有機農業者と消費者の相互理解の増進）

成果

- ① ブロック別の新たなネットワークが形成された。
- ② 各地で県・市町村との連携が進んだ。
- ③ 学校給食に対する働きかけが広がった。
- ④ これまで参加してこなかった新しい層が集会に参加した。

これらの活動を通して、一回り多くの国民に、有機農業を広めることができた。

課題

- ① 更に多くの人々を引き入れていくための県レベル・市町村レベルの普及啓発活動が必要である。

7. マッチングフェアの開催（第11条有機農業者と消費者の相互理解の増進）

課題

継続が必要である。

8. 有機 JAS マークの認知

問題点 国民の過半数が知らないという著しく低い状態が改善できていない。

課題

国民に周知する抜本的な対策が必要である。

9. 調査（第12条調査）

成果

- ① 有機農業の現状をより明確にとらえることができるようになった。
- ② 有機 JAS 認証だけでない有機農業全体の姿が見えやすくなった。

10. 有機農業モデルタウン・有機農業地域推進協議会（第13条国及び地方公共団体以外の者が行う有機農業推進活動支援）

成果

- ① 国の100%助成により、国の基本方針と県・市町村の推進体制作りのタイムラグを補い推進できた。
- ② モデルタウン・産地収益力向上事業に取り組んだ多くの地域で、有機農業グループと市町村・JAとの連携が進められた。
- ③ 有機農業グループが、地域住民との連携を図る試みが広がった。
- ④ 有機農業グループの横の連携が容易になり、経験交流が進んだ。
- ⑤ 各地で新たな有機農業の枠組みが形成され、新しいグループが誕生した。
- ⑥ こうして、有機農業の面的拡がりが進んだ。

課題

- ① 各県段階の推進計画を市町村推進体制に結び付けなければならない。今後各県が市町村推進体制確立を支援する具体的な政策が必要とされる。

② 2013 年度から始まる供給力向上事業の中身に有機モデルタウン事業の良さである地域ぐるみ・有機農業参入促進・研修・技術開発等基礎力事業を明確にすることが必要である。

11. 国の地方公共団体に対する援助（第 14 条）

成果

県が推進計画 100%を達成したことは評価される。

問題点

①市町村の推進体制整備の達成率の著しい低さがある。

課題

①県推進計画で有機農業が環境保全型農業のごく一部になっている。有機農業は特別栽培の延長ではないので、独自の有機農業推進計画を策定すべきである。

12. 有機農業者等の意見の反映（第 3 条理念の 4・第 15 条有機農業者等の意見の反映）

成果

① 全国有機農業推進委員会（生産者・流通業者・学者・認定機関・全中・全農・有機農業技術者等を含む）は、2007 年から 2009 年に開催された。国の有機農業の点検と政策提言において、役に立った。

②意見交換会

毎年開催されている。良くやったと評価する。

課題

有機農業推進委員会に当たる組織・会合の再開が必要。

13. 政策目標・2014 年度までに有機 JAS50%増加

問題点

① 原発事故も有り、0.2%から増加していない。

② これは、50%増加の施策が伴っていないからである。

②-1 有機モデルタウン事業で当初有機 JAS 研修が認められなかった。それが以降も影響している。

②-2 マッチング事業でも有機 JAS で必要とされる事業者の取得研修を要項に入れていない。

Ⅲ 第二期基本方針への提言

1. 基本的視点

① 有機農業推進法の理念を踏まえて、見直しを行う。

② 有機農業が、公共的・公益的な取り組みであることを再確認する。

③ 国は、地方公共団体とりわけ市町村レベルに有機農業推進政策を周知する。

④ 地域の他の分野—教育・医療・福祉等との連携をすすめる活動が必要である。

⑤ 特に、エネルギー分野と有機農業は切り離せない。食とエネルギーの地域循環を進め地域自給率を高める。

2. 第二期基本方針の柱

第一期基本方針の柱を維持しつつ、有機農業直接支払・環境支払を基に就農支援と販路開拓と技術開発の三つを第二期の基本方針の柱にすえる。第二期は、市町村の取り組みが重要であり、第二期基本方針の中心を市町村の推進体制の整備・強化に置く。

そうして、新規就農希望者の 3 割が有機農業による就農を希望し 6 割が有機農業に興味が関心を持ち（全国農業会議所調査）、農業者の 7%が有機農業に取組み・49%が取り組みたいと希望している（農水省調査）のに対応、有機品を誰もが容易に入手できる数値である 1%の政策目標を実現する第 2 期・5 年にしたい。

A. 国

[I] 制度・目標提案

1. 政策目標

豊岡市では、コウノトリの取り組みにより市が先導して始めたものが農家主体に変わりつつあり、有機農家が 5・6 戸から 80 戸ほどに増えている。小川町では、地場産業との共同開発や CSR 企業との提携により 1 地区が丸ごと有機農家となった。こうした先進事例に学び、第 2 期の 5 年間で、提携等による販売・自給も含めて全体の有機農産物を、戸数・面積・収穫量で 2 倍（1%）、その内数としての有機 JAS 認証を 2 倍にする。

2. 市町村の推進体制整備

①-1 農業のある市町村が 100%推進体制を確立することを目標とする。

①-2 体制づくりにとどまらず、有機農業推進計画を策定できる市町村を支援する策を講ずること。

①-3 さらに進んで、有機農業推進を条例化する市町村を支援する策を講ずること。

② 国としての有機農業推進体制に関する優良事例の整理・発信をするために、有機農業推進優良事例の調査と発信をより積極的に実施すること。

3. 有機農業者等の意見の反映

① 有機農業推進委員会に当たる組織・会合の再開

② 意見交換会の開催

②-1 全国有機農業推進協議会・日本有機農業研究会・アイフォームジャパン・有機農業技術会議・有機農業参入促進会議等との意見交換会の開催

②-2 政策目標 2014 年度までの有機 JAS 農産物 50%アップ、第 2 期計画の 100%アップを実現する要である登録認定機関との意見交換会の開催。

[II] 農業経営・販路開拓

① 国は、有機 JAS の流通・製造業者との有機生産者のマッチングフェア（全国規模）を開催すること。

② 国は、一般店舗・卸売市場に有機農産物コーナーの設

置を勧めること。

③ 国は、民間でのエコポイント制の普及を支援するために検討会を開催すること。

[Ⅲ] 新規就農支援

① 農業の担い手確保・農村の維持の手段としての有機農業を推進する。

② 青年就農給付金制度の継続。

③ 就農支援資金（無利子資金融資制度）の継続

[Ⅳ] 技術開発

① 先進有機農業事例を収集した技術・マニュアルの現場への還元・活用

② 有機種子・苗が、有機農業の大きな課題である。国が有機種苗の技術開発と有機種苗の普及啓発及び有機種苗供給の支援を行うこと。

③ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構・農研センターに有機農業実証圃場を設置し、官民連携の長期的な研究をすること。

④ 国立大学法人に有機農業講座を設置すること。

[Ⅴ] 有機農業直接支払・環境支払

有機農業は、技術の習得・土づくり・経営の安定に10年を要する。

① 有機農業直接支払の実施（現行支援制度の継続・強化）
←公共的・公益的取組の確認

② 環境支払は、地球環境の危機の中で農業の環境価値（持続可能な農業）を国民が認める制度である。それは環境経営を成り立たせることに前提が有るので、経営と結びついた環境評価方法を設けなければならない。

③ 環境への寄与度合いによる係増し経費への支援が必要である。—土づくり（山の下草刈り・堆肥づくり）、規程・記帳の作成・認証料等

④ 環境・基盤整備の支援

④-1 生物多様性のための農地・里山（私有地を含む）の環境・基盤整備、魚道・鳥虫害防止緩衝地帯の基盤整備事業、畦管理、荒廃農地の整備・水路管理等の地域整備事業等

④-2 長期残効農薬の使用中止・畦畔除草剤散布中止の環境保全型農業

④-3 地球温暖化防止の取り組み

④-4 環境支払の対象作物への消費税減免措置

④-5 地球温暖化防止にむけた油脂作物や食用油普及のための農業機械稼働に対する助成措置

[Ⅵ] 認証制度

目標：有機 JAS 格付量・有機圃場面積の2014年度5割増し、第2期基本方針での倍増

① 有機 JAS 資格者研修（農産・畜産・小分け・加工）の

実施

② FAMIC の規程・記録作成指導。（行政が指導して、民間が認定する）

③ 有機農産物の国の広報の強化。わずかなリーフレットによるだけでなく、テレビのコマーシャル・政府広報により、有機農産物の普及啓発を図る。有機農業が、環境・食の安全に加え、エネルギー問題への寄与・石油資源への依存の削減と食料安全保障に有用な技術であることを普及啓発で伝える。

（←有機 JAS マークが知られてないことが有機の広がらない一番の原因である）

④ 農水省 HP での有機 JAS 認定事業者リストの提供（認定機関を通じて認定事業者の公開情報を得て）

[Ⅶ] 被災地支援—原発被災地の有機農業再建支援

① 移行係数の少ない農作物の作付支援

①-1 被災地有機農産物・環境保全型農産物への消費税減免

①-2 販売先の要請された場合及び自主的な放射能検査経費の助成

①-3 作付する転換農産物の生産・加工に関わる諸経費の助成

② 損害賠償請求の適用範囲の拡大とみなし損害補償

②-1 風評被害申請権のない地域での放射能検査経費の助成

②-2 みなし損害補償制度の対策委員会の設置

③ 放射性物質汚染対策は、全袋検査で行なうこと。

③-1 島津製作所等から放射性セシウムの全袋検査機器が開発されており活用すること。

③-2 集落で1戸が100bq検出されたら集落全部が出荷停止になる措置を中止すること。

③-3 有機農業はゼオライト・粘土・腐植が有るので作物への放射性セシウム移行が少ないことが実証されており、被災地での有機農業を発展させる政策を実施する。

B. 都道府県

[Ⅰ] 制度・目標提案

① 有機農業の相談窓口を設置すること。（担当者は数年で変わるので、継続性のある窓口を設置する）

② 各都道府県に有機農業講座の設置をし、民間と協働で開催できる事業を実施する。

都道府県に有機農業講座・道府県立農業大学校に有機農業コースを設置する。

[Ⅱ] 農業経営・販路開拓

① 生産者・消費者の提携のための対面販売・ファーマーズマーケット・朝市等を開催し、直売所の設置など誰もが有機農産物に接することができる機会を増やす。

② 流通・製造業者・外食産業等の実需者と消費者への普

及啓発を行う。

②-1 CSRに取り組む企業や有機・環境・健康・食の安全に力点を置く実需者との共同事業を支援する。

②-2 セミナー・試食会・見学会等を開催する。

【Ⅲ】新規就農支援

① 青年就農給付金の交付申請受付・補助金交付の継続。

② 就農支援資金（無利子資金融資制度）の認定の継続。

【Ⅳ】技術開発

① 先進事例の入手

② 実証圃の設置

②-1 有機農家の圃場を実証圃として指定・助成

②-2 実証圃における普及指導員の教育・訓練

③ 農業試験場での有機栽培試験の実施（先進的な有機農業者の指導を仰ぎ）

④ 先進有機農業事例を収集した技術・マニュアルの紹介・作成並びに現場への還元・活用

⑤ 技術研修

普及指導員・農業生産者・新規就農者の有機農業技術研修の実施・助成

【Ⅴ】有機農業直接支払・環境支払

① 環境支払いの実施

【Ⅵ】認証制度

① 有機 JAS 認定の支援

①-1 普及指導員の有機 JAS 農産物研修

①-2 農水省有機 JAS 使用可能資材リストの活用

①-3 新規就農・有機転換農家の有機認定取得支援

② 有機 JAS 認証料助成

③ 有機広報の強化。

④ 普及指導員の規程・記録作成指導。（行政が指導して、民間が認定する）

【Ⅶ】被災地支援

国の【Ⅶ】に同じ

C-1. 市町村

推進体制（表-1 参照）、市町村・推進内容（表-2 参照）

【Ⅰ】制度・目標提案

① 農業のある市町村が推進体制を 100% 確立することを目標とする。

①-1 有機担当者・担当係・担当課の設置

①-2 有機農業推進計画の策定・有機農業推進条例の制定を推奨する。

② 有機農業の生産者数・生産面積・生産額等の具体的な目標数字を掲げる。

1%を基本とし、現状に応じた目標設定を行う。

③ 現場の先進的な有機農業者・関係者の経験と知恵に学

び、経験と知恵を生かした体制整備・計画立案

③-1 有機農業推進協議会の運営および研修の支援

③-2 地域有機農業事業評価委員会の運営

③-3 有機コーディネーターの育成・研修の実施

③-4 有機農業相談—有機農業者が利用できる法律・条例・助成事業の紹介

【Ⅱ】農業経営・販路開拓

① 地場産業の推進

①-1 地産地消に基づく地域の製造業者・CSR 企業の把握

①-2 地域の製造業者・CSR 企業との共同開発・委託生産の支援

①-3 実需者とのマッチング先進事例の研修

② 対面販売の実施

オーガニックフェスタ・ファーマーズマーケット・朝市等の対面販売の取組み

③ 学校給食での地元有機農産物の使用
実情に合わせた目標数字の設定

④ 学校での有機農業・生物多様性教育の強化

④-1 副読本・独自パンフレット等の作成

例、社会科・国語科で有機米作り・山の下草刈り等、理科で有機農業・田んぼの生きもの観察等、英語科で有機農業・生物多様性等の事例紹介等、家庭科で有機 JAS マークの解説等

【Ⅲ】新規就農支援

① 農家住宅の紹介

空き家の把握（個人情報保護に留意しながら）有機研修者・新規就農者への作業場所のある農家住宅の紹介
農家住宅紹介制度・仕組みの構築

② 農地の紹介

耕作放棄地・貸地希望者の把握（個人情報保護に留意しながら）

農地貸借の斡旋（新規参入者と土地所有者等とのマッチング）

農地紹介制度・仕組みの構築

③ 青年就農給付金の給付・就農状況確認の継続。

④ 就農支援資金（無利子資金融資制度）の紹介

【Ⅳ】技術開発

① 堆肥の供給体制整備

戸別堆肥舎の支援、公営堆肥舎の設置・運営良質堆肥の研究・普及

【Ⅴ】有機農業直接支払・環境支払

① 環境支払いの実施

【Ⅵ】認証制度

① 有機 JAS 認証料助成

【Ⅶ】被災地支援

国の【Ⅶ】に同じ

表-1

農水省有機農業推進方針への提案一覧(市町村タイプ別提案整理表)

市町村タイプ内容	面積目標 平均1%	推進体制													
		体制整備	推進計画	推進条例	部署設置	推進協議会委員			評価委員会委員			環境支払	研修支援	有機農業相談機能	有機農業コーディネーター
						生産者	消費者	関係者	生産者	消費者	関係者				
1 有機農業者がいれない	1%	すべての市町村100%			推進担当者設置								○	担当課業	
2 有機農業者の個人がいる	2%				推進担当者設置	○	○						○	担当課業	研修
3 有機農業のグループ、法人等組織がある	3%	すべての市町村の50%	○独自計画案樹立		推進担当グループ設置(複数人員)	○	○	○	○	○	○		○	相談件数確保	育成
4 地域で有機農業推進を掲げている。市町村推進計画がある	5%	すべての市町村の25%	○独自計画策定	○条例案作成	推進担当係設置、販売先確保	○	○	○	○	○	○	○	○	相談件数確保	育成、活動
5 地域で食品加工、CSR企業を巻き込み、集落あげて有機農業実施、条例がある	10%	すべての市町村の10%	○独自計画策定	○条例制定	有機農業推進課設置、販売促進	○	○	○	○	○	○	○	○	相談件数・紹介件数確保	育成、活動

表-2

農水省有機農業推進方針への提案一覧(市町村タイプ別提案整理表)

市町村タイプ内容	面積目標 平均1%	推進内容									
		住宅紹介	農地転換	食品加工・CSR紹介	フェスタ・FM・朝市開催	学校給食 地産地消	学習内容 社会 国語 理科	堆肥供給体制	供給力向上事業	技術開発	
1 有機農業者がいれない	1%	担当課業	担当課業		普及企画			プラン作成			
2 有機農業者の個人がいる	2%	担当課業	担当課業	実態把握	一般農業祭等への参加	△		プラン作成			
3 有機農業のグループ、法人等組織がある	3%	制度化	制度化	実態把握、地場産業推進事業	独自フェスタ等開催	○	独自パンフ作成	個別堆肥舎支援、良質堆肥の学習	○取組む	試験田の設置支援	
4 地域で有機農業推進を掲げている。市町村推進計画がある	5%	制度化	制度化	地場産業推進事業、具体化目標	独自フェスタ等開催	◎目標数字5%	独自テキスト作成	公営堆肥舎設置、良質堆肥の研究	○取組む	試験田の調査支援	
5 地域で食品加工、CSR企業を巻き込み、集落あげて有機農業実施、条例がある	10%	制度化、仕組のモデル化	制度化、仕組のモデル化	地場産業推進事業、マッチング事業、具体化目標	独自フェスタ等開催	◎目標数字10%	独自テキスト作成	公営堆肥舎設置、良質堆肥の推進	○取組む	試験結果の普及	